



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 275号 令和2年12月25日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
788	指定管理者を指定した件	とくしまゼロ作戦課
789	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
790	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
791	指定管理者を指定した件	男女参画・人権課
792	同	同
793	同	県民文化課
794	同	同
795	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
796	同	同
797	同	同
798	同	同
799	同	同
800	同	同
801	同	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
802	同		同
803	同		同
804	同		同
805	同		同
806	同		同
807	同		同
808	同		同
809	同		同
810	同		同
811	同		同
812	同		同
813	指定管理者を指定した件		にぎわいづくり課
814	採捕の数量が知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める件		漁業調整課
815	農用地利用配分計画を認可した件		農林水産総合技術支援センター
816	指定管理者を指定した件		都市計画課
817	同		住宅課
818	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件		運輸政策課
819	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件		教育委員会

**【病院局管理規程】**

番 号	表 題	担当課名
1 4	徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程	
1 5	徳島県病院局病院事業職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	
1 6	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	

**【選挙管理委員会告示】**

番 号	表 題	担当課名
7 2	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	

**【人事委員会告示】**

番 号	表 題	担当課名
1 2	徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
1 3	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第七百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立西部防災館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

四国開発土木株式会社

三好郡東みよし町中庄二七六番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

徳島県告示第七百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号口に規定する遠心分離機及び同号ルに規定する湿式集じん施設並びに同表第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十二月二十五日から

令和三年一月二十一日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第七百九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化工機株式会社

住 所 板野郡北島町太郎八須字西の川一 番地一

代表者 代表取締役 植田滋

2 工場又は事業場

名 称 四国化工機株式会社 阿南食品工場

所在地 阿南市山口町大久保四八・一

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十二月二十五日から

令和三年一月二十一日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第七百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立男女共同参画交流センター（徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第四条に規定する業務（同条第一号及び第五号に規定する業務のうち同条例第二条第五号に規定する業務に関する業務を除く。）に係る部分に限る。）

二 指定管理者の名称及び事務所所在地

一般財団法人徳島県観光協会

徳島市山城町東浜傍一番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

徳島県告示第七百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立男女共同参画交流センター（徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第四条第一号及び第五号に規定する業務（同条例第二条第五号に規定する業務に関する業務に限る。）に係る部分に限る。）

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク  
徳島市昭和町三丁目三五番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで



徳島県告示第七百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立文学書道館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県文化振興財団

徳島市藍場町二丁目一四番地

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

徳島県告示第七百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県郷土文化会館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県文化振興財団

徳島市藍場町二丁目一四番地

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

徳島県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ北島店  
所在地 板野郡北島町中村字明神下一九番地一

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パワーシティ鳴門  
所在地 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜四番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市経済建設部商工政策課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業建設部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パワーシティ鴨島  
所在地 吉野川市鴨島町牛島字四ツ谷一番一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。



徳島県告示第七百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ鴨島店  
所在地 吉野川市鴨島町上下島八四番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ藍住店

所在地 板野郡藍住町笠木字西野四八番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ阿南店  
所在地 阿南市富岡町滝の下一〇番地一

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ南小松島店  
所在地 小松島市日開野町三四番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。



徳島県告示第八百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ石井店  
所在地 名西郡石井町高川原字加茂野三七九番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び石井町産業経済課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び石井町産業経済課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ二軒屋店  
所在地 徳島市南二軒屋町三丁目一番地一八ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ徳島店  
所在地 徳島市西新浜町一丁目四五番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ美馬店  
所在地 美馬市美馬町字八幡一四三番地一

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済建設部企業応援課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済建設部企業応援課において公告の日から一月間縦覧に供する。



徳島県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ市場店  
所在地 阿波市市場町香美字秋葉本八二番地一

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ脇町店  
所在地 美馬市脇町字拝原一七二一 一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済建設部企業応援課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済建設部企業応援課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ柿原店  
所在地 阿波市吉野町柿原字原七五 一

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の所在地  
変更前 板野郡吉野町柿原字柿原八四 ほか

変更後 阿波市吉野町柿原字原七五 一

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

3一及び二に係る変更 令和元年九月十日

3二に係る変更 平成十七年四月一日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳阿波市産業経済部経商工観光課

2 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六一一 一三三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ三加茂店  
所在地 三好郡東みよし町加茂一八三七番地四

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び東みよし町産業課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び東みよし町産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。



徳島県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ大寺店

所在地 板野郡板野町大寺字平田三九番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び板野町産業課

2 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び板野町産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ徳島空港店

所在地 板野郡松茂町笹木野字八北開拓一九一番地二ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び松茂町産業環境課

2 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び松茂町産業環境課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ成長店  
所在地 板野郡藍住町勝瑞字成長一 一四番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	平尾 健一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一 一番地	齋藤 光義

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和二年十一月九日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課
- 縦覧の期間 令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第八百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。  
 令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立あすたむらんど	徳島県立産業観光交流センター	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称
株式会社ネオピエント	一般財団法人徳島県観光協会	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬三四番地八	徳島市山城町東浜傍示一番地一	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	同

徳島県告示第八百十四号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第一項に規定する県計画において定める定置漁業に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理期間（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで）の知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則（令和二年徳島県規則第百号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十五年徳島県規則第十三号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係る当該くろまぐろの採捕としてはならない期間は、令和二年十二月二十六日から令和三年三月三十一日までとする。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門



徳島県告示第八百十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
澤渡 篤志	小松島市立江町字豊田六五番地	小松島市立江町字豊田二五五番	二六〇・〇〇
阿南農業協同組合	阿南市桑野町上張一五番地	阿南市桑野町井ノ口原六番一ほか一筆	二、九五九・〇〇
森 敏彦	同 内原町竹ノ内六〇番地	同 内原町花折八番	二、〇二七・〇〇
有限会社エイノ	同 日開野町筒路四七番地六	同 宝田町郡二六番ほか三筆	三、二一七・〇〇
石井 健一郎	同 宝田町今市中ヤシキ五二番地一	同 四番一ほか二筆	三、六七一・〇〇
森吉 稔	同 横見町長岡一〇二番地	同 今市柳タイ二一番一ほか六筆	八、八九四・〇〇
岡田 成史	吉野川市鴨島町知恵島一八〇四番地一	名西郡石井町高原字東高原四三五番一	一、七五〇・〇〇
同	同	同 四六五番八	七三五・〇〇
同	同	同 関四一七番一六字	一、二五七・〇〇
株式会社リーキ	阿波市阿波町伊沢田一番地一	阿波市阿波町野神六三番一	一、〇〇三・〇〇

二 認可年月日

令和二年十二月二十五日

徳島県告示第八百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園、徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園	公益財団法人 徳島県建設技術センター	徳島市川内町平石住吉一 九番地五	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで
徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇番地	同

徳島県告示第八百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者の 名称	指定管理者の主たる 事務所の所在地	指定の期間
新浜町団地県営住宅	徳島県住宅供 給公社	徳島市川内町平石住 吉一〇九番地五	令和三年四月一日から令和 四年十月三十一日まで
大麻団地県営住宅	同	同	令和三年四月一日から令和 八年三月三十一日まで

徳島県告示第八百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和二年十二月二十五日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市万代町一丁目一番地

二 埋立区域

1 位置

徳島市津田海岸町一一二五番六、一一二五番七二、一一二六番三、一一二六番一八から一一二六番二六まで、一一二九番、一一三七番一から一一三七番三まで、一一三八番一、一一三八番二、一一三八番五、一一三八番七、一一三八番八、一一三九番八から一一三九番一四まで及び一一三九番一六の各地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院津田公園四等三角点（北緯三四度〇二分四〇秒八一七、東経一

三四度三四分五六秒一一九。以下「基点」という。）から五四度四三分一〇

・七一秒三三五・六〇メートルの地点

の地点 から一〇六度四六分一九秒一八・八七メートルの地点

の地点 から一〇六度三六分三二秒七〇・〇〇メートルの地点

の地点 から一〇六度四五分二九秒二五・八八メートルの地点

の地点 から一〇七度〇〇分二四秒八・六八メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分〇九秒八・九三メートルの地点

の地点 から一〇八度一八分二〇秒一・九六メートルの地点

の地点 から一〇五度四六分四二秒四・四八メートルの地点

の地点 から一〇六度一三分〇二秒三・〇四メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分一秒一三・七八メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分一四秒一九・九九メートルの地点

の地点 から一〇六度三七分〇六秒一三・四二メートルの地点

の地点 から一〇六度五一分二六秒八・五五メートルの地点

の地点 から一〇六度四四分四六秒七・一三メートルの地点

の地点 から一〇六度一七分一四秒八・一九メートルの地点

の地点 から一〇六度四分三九秒七・五〇メートルの地点

の地点 から一〇六度五〇分五〇秒七・五七メートルの地点

の地点 から一九六度二五分四四秒四・二〇メートルの地点

- の地点 一の地点から一六度二五分三二秒二・五七メートルの地点
- の地点 一の地点から一七一度二一分二〇秒二・九九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四六分二三秒六八・九五メートルの地点
- の地点 一の地点から一〇五度四六分一七秒三七・一四メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分三八秒二二・四九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分四〇秒三〇・六四メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四六分四二秒四六・〇〇メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分一五秒四二・七九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分一四秒二二・四三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四八分〇五秒六一・五九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分五六秒七〇・六八メートルの地点
- の地点 一の地点から一九六度一二分三二秒一〇・〇一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四四分二六秒六八・六五メートルの地点
- の地点 一の地点から一九六度三八分二八秒二二・三三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四五分五二秒一九・九七メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三五分一二秒二二・一三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三一分二七秒一・〇一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三四分二一秒二一・一七メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分一八秒五九・八五メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三六分四九秒二・六一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分〇五秒四四・四九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三四分三九秒二九・一一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度五三分四六秒一〇・一・七九メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五六分五三秒四三・一四メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度一六分三〇秒二五・八七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度四九分三五秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度四四分三一秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五一分二三秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五一分三七秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分四五秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分一七秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分二〇秒二七・三一メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分〇九秒一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 一の地点から一八五度三八分四五秒一一六・一九メートルの地点
- の地点 一の地点から一八五度四一分四九秒五三・〇九メートルの地点

3 面積 一三七、三二一・〇六平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

- 1 埋立ての免許の年月日 平成二十九年五月十一日
- 2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港第四〇二八号

四 竣功認可の年月日 令和二年十二月十八日  
五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 徳島市

徳島県告示第八百十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県教育委員会教育政策課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和二年十一月五日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機エーソリューション株式会社四国支店  
香川県高松市番町一丁目六番八号
- 五 契約金額
  - 1 構築業務 一億九千四百四十二万五千円
  - 2 運用業務 三億七千四百二十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県病院局管理規程第十四号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第八条」を「第七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病院長への委任事務に関する各局長等の専決等）

第十七条の二 病院長は、第七条の規定により委任された事務のうち、管理者があらかじめ指定した事項を、それぞれ当該病院の医療局長、薬剤局長、医療技術局長、看護局長及び事務局長又は管理者が指定する職員（以下「各局長等」という。）に専決させることができる。

2 病院長は、前項の規定により事務を決裁させる職員が不在のときは、あらかじめ管理者が指定する職員にその事務を代決させることができる。

別表第十二中「第十六条」を「第十七条」に改め、同表第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。



徳島県病院局管理規程第十五号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の次に次のように加える。

十二の二 不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年につき六日を超えることはできない。
--------------------------------------	---

別表第二の備考の1中「十」の下に「、十二の二」を加え、同備考の2中「、十三、十九、二十、二十一、二十二」を「から十三まで、十九から二十二まで」に、「はさんで」を「挟んで」に改め、同備考の9中「八」の下に「、十二の二」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第十六号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十九条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、総務事務システムを利用できる場合は、部分休業の承認及び取消の請求は、総務事務システムにより行うことができるものとする。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 別添

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	新田勝憲後援会
代表者の氏名	笠松和希
会計責任者の氏名	関口英男
主たる事務所の所在地	勝浦郡上勝町大字福原字古川六一・一
届出年月日	令和二年十二月八日

徳島県人事委員会告示第十二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確 定 年 月 日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（民間企業等職務経験者） 採用候補者名簿	令和二年十二月十八日	徳島県職員採用試験（民間企業等職務経験者） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年九月二十七日、十月三十一日、 十一月三日、七日及び八日 第三次試験 令和二年十一月二十八日、二十九日 及び十二月五日 徳島県職員採用試験（就職氷河期世代） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年九月二十七日、十月三十一日 及び十一月八日 第三次試験 令和二年十一月二十八日及び十二月五日	採用候補者以下二試験区分 二十三名 採用候補者以下二試験区分 四名

徳島県人事委員会告示第十三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和二年十二月十八日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県人事委員会委員長 祖川康子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和元年十二月十九日